第４節　給与の決定に関する審査の申立て

給与の決定に関する審査制度（給与法第21条）は、給与の決定（俸給の更正決定を含む。）に関して苦情のある職員から審査の申立てがあった場合に、人事院が事案を審査した上で、決定という形でそれに対する判断を示すものであって、規則13―４（給与の決定に関する審査の申立て）に定められた手続に従って行われている。

このうち、人事評価結果に基づく給与の決定に関する申立事案の審査においては、申立人の人事評価について必要な事実関係等の調査を行い、人事評価の妥当性等を検証しつつ、当該給与の決定が法令の規定に合致しているか否かについての判断を行っている。

令和７年度の係属件数は、前年度から繰り越した35件を加えて77件となった。その処理状況は、決定を行ったもの22件、取下げ・却下９件であり、翌年度に繰り越したものは46件である（表７―４）。

表7-4　令和７年度給与決定審査申立事案決定一覧

指令番号	決定年月日	申立内容	決定
13-20	令和７年６月19日	通勤手当の認定	棄　却
13-22	令和７年７月10日	単身赴任手当の認定	棄　却
13-25	令和７年７月31日	平成30年１月１日付け昇給区分	棄　却
13-27	令和７年９月18日	令和６年６月期の勤勉手当の成績率 令和７年１月１日付け昇給区分	棄　却
13-28	令和７年10月２日	扶養手当の認定	棄　却
13-33	令和７年10月23日	令和５年12月期の勤勉手当の成績率 令和６年１月１日付け昇給区分	棄　却
13-35	令和７年11月６日	令和６年６月期の勤勉手当の成績率	棄　却
13-36	令和７年11月６日	令和７年１月１日付け昇給区分	棄　却
13-38	令和７年11月13日	通勤手当の認定 令和６年１月１日付け昇給区分	棄　却
13-42	令和７年12月18日	令和６年12月期の勤勉手当の成績率 令和７年１月１日付け昇給区分	棄　却
13-1	令和８年１月８日	令和７年１月１日付け昇給区分	棄　却
13-2	令和８年１月15日	令和７年６月期の勤勉手当の成績率	棄　却
13-7	令和８年２月26日	通勤手当の認定	棄　却
13-9	令和８年３月12日	令和５年12月期の勤勉手当の成績率 令和６年１月１日付け昇給区分 令和７年１月１日付け昇給区分	棄　却
13-10	令和８年３月26日	令和６年６月期の勤勉手当の成績率 令和７年１月１日付け昇給区分	棄　却

第５節　苦情相談

苦情相談制度は、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事院が指名した職員相談員が職員に対し助言を行うほか、関係当事者に対し、指導、あっせんその他必要な対応を行うものであって、規則13―５（職員からの苦情相談）に定められた手続に従って行われている。

このような職員からの苦情を迅速かつ適切に解決するための苦情相談業務は、能力実績重視の人事管理とともに、ワーク・ライフ・バランスの充実など働きやすい勤務環境の実現が求められている中で、公務能率の維持・増進の観点からもますます重要になってきている。

苦情相談件数は、令和７年度については1,431件となり、前年度よりも167件減少（減少率10.5％）した（図７―１）。

苦情相談を内容別に見ると、相談件数の上位を占める「パワー・ハラスメント、いじめ・嫌がらせ」及び「任用関係」は減少しているが、中でも相談件数の最も多い「パワー・ハラスメント、いじめ・嫌がらせ」については、前年度の550件から450件と大幅に減少（減少率18.2％）し、全体に占める割合も31.4％（前年度34.4％）に低下している（図７―２）。

人事院の本院及び各地方事務局（所）では、苦情相談の対応に際して必要な情報の交換など各府省との連携協力体制の充実を図るための「苦情相談に関する府省連絡会議」を開催するとともに、各府省において苦情相談業務を適切に遂行できるよう必要な知識の習得や技能の向上を目的とした「各府省苦情相談担当官研修」を実施した。

図7-1　苦情相談件数の推移

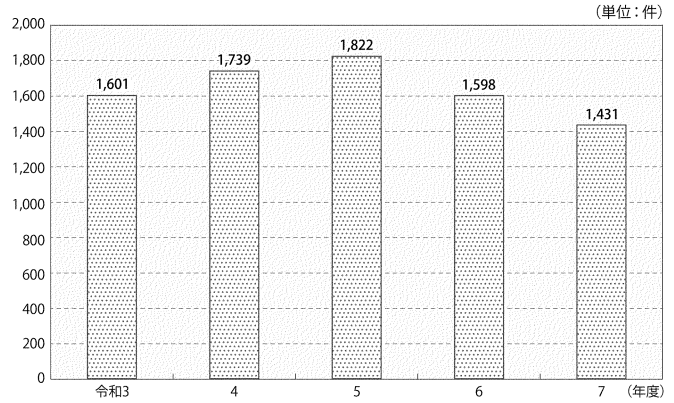
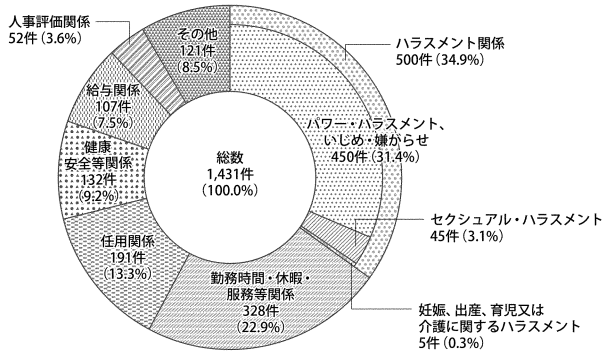


図7-2　令和７年度苦情相談の内容別件数



（注）１　一つの事案に関して、同一の者から同一の内容について複数回の相談を受けた場合、それぞれを件数に計上している。
　　２　数値は端数処理の関係で合致しない場合がある。

第８章　国際協力

第１節　派遣法による派遣状況

各府省は、派遣法に基づき、国際協力の一環として、条約その他の国際約束や我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等の要請に応じ、職員をその同意の下にこれらの機関に派遣している。

令和６年度において新たに国際機関等に派遣された職員は127人で、前年度に比べると11人減少している。一方、令和６年度中に派遣を終了した職員は115人であり、令和６年度末における派遣職員は354人で、前年度末に比べると12人増加している。

なお、派遣期間が５年を超える新たな派遣又は更新の場合には人事院に協議することとされており、令和７年度には４件の協議があった。

令和６年度末の派遣先機関別及び派遣先地域別の状況は、人事院ホームページ上で公表した。

https://www.jinji.go.jp/content/000003336.pdf